

2026年6月25日

「成長投資ガイダンス（案）」に対する意見

一般社団法人 日本知的財産協会

理事長 小林 利彦

・該当箇所

第3章 3.1.3.5「無形資産への投資等を通じた収益性の向上」（32頁）

・意見内容

【意見1】

人的資本投資、研究開発投資及び知的財産・無形資産の形成・活用の関係性並びにそれらを通じた価値創造メカニズムについて、記載をより充実させてはどうか。

【理由】

2026年5月に金融庁より意見募集が行われた「コーポレートガバナンス・コード改訂案」についてのパブリックコメントにおいて、弊協会からは、「知的財産・無形資産に関する記載」に関し、経営資源の配分の一つの要素である成長投資の中に「知的財産等の無形資産への投資」の重要性が明確に示されていることは大変意義がある旨の賛同意見を提出した。

この度の本ガイダンス案では、「無形資産（人材、ブランド、デザイン、データ、DX基盤、組織能力等）への投資等を通じた、商品・サービスの付加価値向上」と記載されており、人材を含む広義の無形資産の重要性が示されている。

また、先述の改訂コーポレートガバナンス・コード案においては、設備、研究開発、人的資本及び知的財産等への投資が、企業価値向上に向けた重要な成長投資として位置付けられている。

設備、研究開発、人的資本及び知的財産等は、いずれも重要な成長投資の要素であるが、これらは個別に存在するだけでなく、相互に有機的に結び付くことにより、企業価値向上に寄与するものである。したがって、それらの関係性についても示されることは有意義であると考えます。

人的資本投資や研究開発投資によって生み出された成果は、知的財産、ブランド、データ、ノウハウ、組織能力等の無形資産として形成・蓄積される。これらの無形資産を適切に保護・活用することにより、競争優位性の確立や新たな収益機会の創出を通じて、企業価値向上につながる。

このような価値創造メカニズムは、経済産業省・特許庁が長年掲げてきた「知的財産の創造・保護・活用」の考え方とも親和性がある。また、人的資本、研究開発、知的財産その他の無形資産が相互に補完しながら企業価値を創出するという考え方は、近年の企業価値創造や無形資産経営に関する議論とも整合するものと理解している。

現行案においても無形資産への投資の重要性は示されているものの、人的資本投資や研究開発投資と知的財産・無形資産との関係性についても示されることで、より理解が深まるものと考ええる。

今回の成長投資ガイダンスは、知的財産・無形資産の形成・活用を、企業価値向上に向けた成長投資の一部として位置付け、それを企業の持続的成長に向けて整理している点に意義がある。その意義や関係性をより明確に示すことにより、企業内外の関係者による成長投資への理解が深まり、企業による成長投資の検討や実践の促進に資するものと考ええる。また、本ガイダンスを契機として、知的財産部門が、経営層に対し、知的財産・無形資産を起点とした成長仮説や価値創造ストーリーを提案する機会が増えることも期待される。そのためにも、本ガイダンスにおいて上記の関係性を示すことは、企業内における相互理解の促進にも資するものと考ええる。

【意見2】

同箇所において、「無形資産」の具体例として、特許権、著作権、営業秘密・ノウハウ等の知的財産を追加で例示してはどうか。

【理由】

現行案では、「無形資産（人材、ブランド、デザイン、データ、DX基盤、組織能力等）」と記載されているが、知的財産については、具体的な例示がなされていない。

一方、改訂コーポレートガバナンス・コード案では、「知的財産等への投資」が成長投資の一つとして明示されている。成長投資ガイダンスにおいても、無形資産の具体例として、特許権、著作権、営業秘密・ノウハウ等を例示することにより、人的資本投資や研究開発投資の成果がどのような無形資産として蓄積されるのかについて、より具体的な理解に資するものと考ええる。

以上